

株式会社ハンドシェイク

しあわせいっぱい保育園 姫島 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	株式会社ハンドシェイク
所 在 地	東京都新宿区高野馬場 4-13-11 松島第一ビル 6 階
電 話 番 号	03-5338-8411
代表者氏名	代表取締役 小木 寿

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	しあわせいっぱい保育園 姫島
施 設 の 所 在 地	大阪府大阪市西淀川区姫島 4 丁目 7-14
連 絡 先	電話番号：06-6711-4125 FAX：06-6711-4126
管 理 者	園長 亀岡 規子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0 歳児：9 人 1 歳児：30 人 2 歳児：14 人 3 歳児：15 人 4 歳児：5 人 5 歳児：5 人
利 用 定 員	満 3 歳以上の児童 25 人 満 1 歳以上満 3 歳未満の児童 44 人 満 1 歳未満の児童 9 人
開 設 年 月 日	2025 年 4 月 1 日

3 施設の目的・運営方針

しあわせいっぱい保育園 姫島（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地		495.8 m ²
園 舎	構 造	鉄骨造 2 階建て
	延べ面積	542.81 m ²
園庭代替公園		姫島公園 5.464 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	
乳児室	1 室	・ 0 歳児室 (63.7 m ²)
保育室	4 室	・ 1 歳児室 (52.15 m ²) (42.04 m ²) ・ 2 歳児室 (34.32 m ²) ・ 3 歳、4 歳、5 歳児合同室 (85.84 m ²)
事務室・医務室	1 室	25.24 m ²
多目的トイレ	1 室	5.25 m ²
調理室	1 室	35.79 m ²
幼児用トイレ 1	1 室	12.58 m ²
幼児用トイレ 2	1 室	13.02 m ²
幼児用トイレ 3	1 室	19.35 m ²
調乳室	1 室	4.92 m ²
更衣室	1 室	3.44 m ²
その他		145.17 m ²
合計		542.81 m ²

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚労告 117 号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 8 に記載する時間において、保育を提供します。

6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲）2 月 1 日現在

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
主任保育士	1	1		
保育士	19	13	6	

栄養士	1	1		
調理員	3	1	2	
看護師	1	1		
事務員	1	1		
内科医（嘱託医）	1		1	園児の健康診断 年2回
歯科医（嘱託医）	1		1	園児の健康診断 年1回

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）
主任保育士	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）
保育士	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）
栄養士	正規の勤務時間帯（7：00～16：00）
調理員	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
看護師	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）
事務員	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は九円となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を

提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

対象時間	7:00～7:59	16:01～18:00	18:01～19:00
1.保育短時間	200 円 (30 分毎)	200 円 (30 分毎)	200 円 (30 分毎)
2.保育標準時間	—	—	200 円 (30 分毎)

30 分 : 200 円

閉園時間を過ぎてのお迎え

- ・追加料金(延滞料金): 19 時 01 分～19 時 05 分/500 円
以降 5 分ごとに 500 円

尚、5 分 500 円で提供するものではありません。

保育提供時間は 7 時 00 分から 19 時 00 分までです。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0 歳児	9 時 30 分頃	11 時 00 分頃	15 時頃	
1 歳児	9 時 30 分頃	11 時 00 分頃	15 時頃	
2 歳児	9 時 30 分頃	11 時 15 分頃	15 時頃	
3 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	
4 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	
5 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	1	1		

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	姫島診療所
医院長名又は医師名	小松 孝充
所在地	大阪市西淀川区姫島 2-13-20
電話番号	06-6473-5151

(2) 歯科

医療機関の名称	わたなべ歯科クリニック
医院長名又は医師名	渡部 祐一
所在地	大阪市西淀川区姫島 5-1-27
電話番号	06-6471-3021

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

※保護者の緊急連絡先に変更がある場合は、速やかに再度提出をお願いします。

16 非常災害時の対策

防火管理者	亀岡 規子
消防計画届出年月日	2025/4/3
避難訓練	非常災害に関する具体的な計画(避難及び消火を想定した訓練)を立て、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施します。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器を備えています。
避難場所	姫島小学校 大阪市西淀川区姫島1丁目10-4
緊急時の連絡手段	電話、専用メール、専用ホームページ等

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 主任 八倉 恵利子 ・ご利用時間 9:00～18:00 (月～金) ・電話番号 06-6711-4125 F A X 06-6711-4126 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
	第三者委員 斧 和代	電話番号 090-2598-2281
		役職・肩書等 更生保護女性会相談役

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター法に基づく災害給付
保険の内容	施設の責任の有無を問わず、保育中の怪我や重大事故が起きた際に、その治療費に対する災害給付金の支払いを行うものです。
保険金額	年額 315 円

※加入は任意となっております

※保護者の皆様からも加入同意の上、負担金(315円)をいただいています。

(生活保護受給世帯の負担はありません)

※加入同意した保護者から請求があった際に支払いを行います。

※医療費助成による実際の支払金額が 0 円でも対象となります。ただし、治療に係る点数が低い場合、給付されないことがあります。詳しくは、治療後にお問い合わせください。

20 園児の利用状況（毎年度 5 月 1 日現在）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
0 歳児	9 人	人	人
1 歳児	24 人	人	人
2 歳児	14 人	人	人
3 歳児	15 人	人	人
4 歳児	5 人	人	人
5 歳児	2 人	人	人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	2026 年 12 月受審予定	
自己評価の実施状況	毎年度（年 2 回）実施予定	

22 子ども・子育て支援法第 39 条第 3 項、第 5 項の規定により公表・公示された旨

なし（有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載）

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

実費徴収	保育雑費（カラー帽子・自由画帳・名札）	入園時 2,000 円
	延長保育料	別途表記
	3 歳児以上 保育教材費	月 400 円
	3 歳児以上 主食費	月 1,700 円
	3 歳児以上 副食費	月 5,000 円
	行事費	行事毎
その他	災害共済給付制度（任意）	年 315 円
	手ぶら登園費（任意）	月 2,280 円

※上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。

同意書

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名：しあわせいっぱい保育園 姫島
所在地：大阪市西淀川区姫島4丁目7-14
説明者職名：園長 亀岡 規子

私は、書面に基づいて認可保育所 しあわせいっぱい保育園 姫島の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所 :
児童氏名 :
保護者氏名 :
児童から見た続柄 :

印

個人情報使用同意書

下記園児(及びその保護者等)の個人情報については、以下の必要最小限の範囲で使用する
ことに同意いたします。

記

- (1) 卒園するにあたり入園する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- (2) 他の保育所等へ転園する場合その兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、
他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- (3) 他の特定教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対し、
必要な情報提供を行うこと。
- (4) 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

令和 年 月 日

しあわせいっぱい保育園 姫島 園長 亀岡 規子 様

保護者署名 園児氏名 _____

住所 〒 _____

_____ 保護者氏名 _____ 印

(園児から見た続柄: _____)